

2016年7月1日

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

外貨建変額個人年金保険「ダブルアカウント・グローバル」を 尼崎信用金庫を通じて7月4日より販売開始

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社(代表取締役社長:西野 彰、以下「ソニーライフ・エイゴン生命」)は、尼崎信用金庫(理事長:作田 誠司)を通じて、2016年7月4日より、外貨建変額個人年金保険「ダブルアカウント・グローバル」を販売開始いたします。

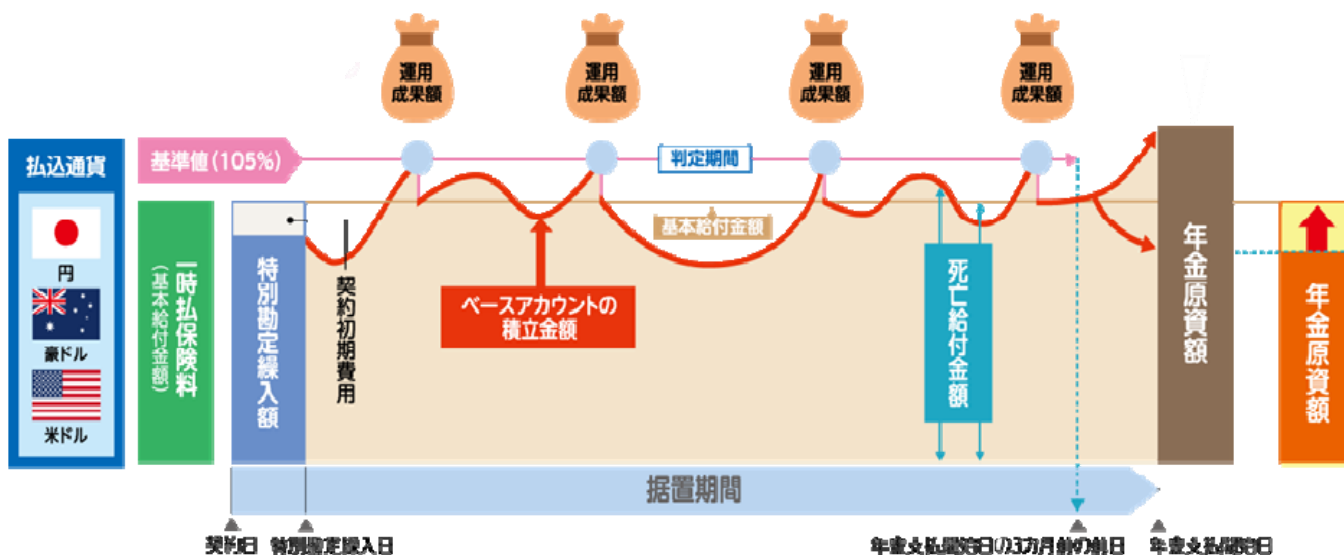
ソニーライフ・エイゴン生命は、“個人年金を人生年金へ”をスローガンに、「長生きすることが幸せだと心から思える社会の実現」に取り組んでおります。人生における様々なステージで、お客さまを支え、描いた夢や想いを実現に導き、将来に向かって希望や安心をもたらす“人生年金”をお客さまにご提供する年金保険商品のエキスパートを目指してまいります。

販売商品名称	正式商品名称	販売開始日	取扱金融機関
ダブルアカウント・ グローバル	変額個人年金保険 (外貨建年金原資保証型2015) I型/II型	2016年7月4日	尼崎信用金庫
商品の特徴			
1. 申込時に契約通貨(米ドル、豪ドル)をご選択いただきます。			
2. 判定期間中 [※] に積立金額が基本給付金額(一時払保険料)の105%に到達するたびに、運用成果額として受け取りいただける「運用成果受取コース(I型)」と、より高い収益性を目指した別の特別勘定で運用することができる「積極運用コース(II型)」のいずれかをご契約時にご選択いただきます。 ・運用成果額は、契約通貨だけでなく、「円」でもお受け取りいただけます。 ・為替ターゲット支払特約を付加することで、運用成果額を「円」で受け取る為替レート(基準為替レート)をご指定いただけます。			
3. 年金原資額と死亡給付金額は、基本給付金額(一時払保険料)が契約通貨で最低保証されます。 ・年金原資額と死亡給付金額は、契約通貨だけでなく、「円」でもお受け取りいただけます。			
4. 特別勘定の基本部分(ベースアカウント)は、運用対象資産の組入比率を毎月見直し、価格変動リスクのある資産の割合を毎営業日調整する仕組みを備え、大切な資産を安定的にふやすことを目指します。 [※] 判定期間は、契約日から年金支払開始日の3カ月前(契約日の月単位の応当日の前日)までとします。			

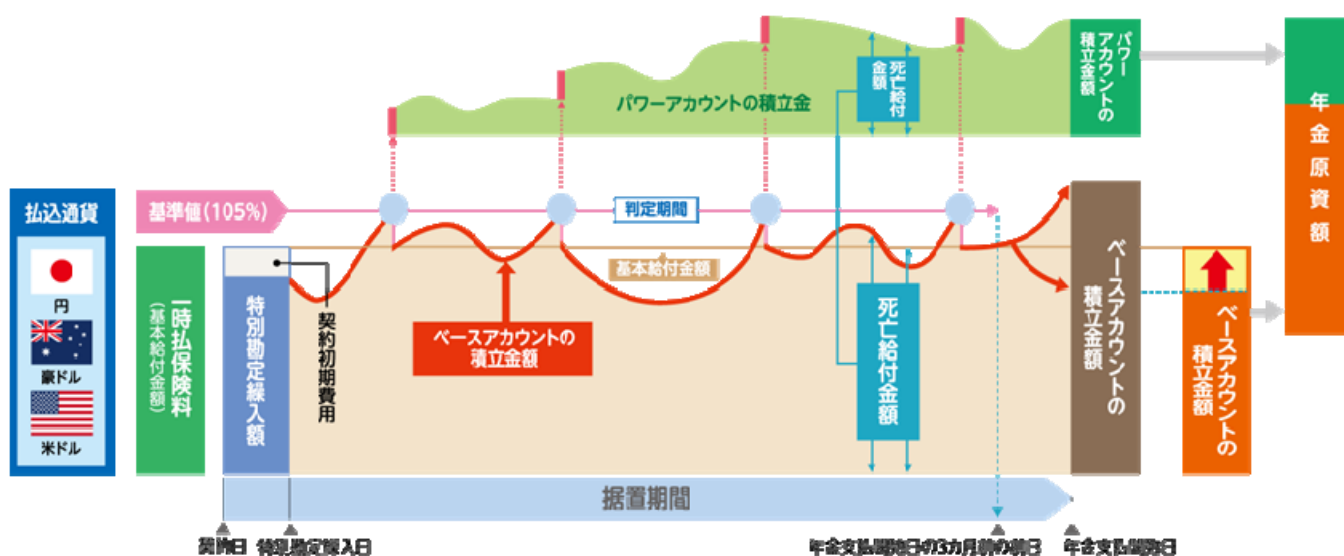
「ダブルアカウント・グローバル」商品概要

1. しくみ図(イメージ図)

(1) 運用成果受取コース(I型)



(2) 積極運用コース(II型)



※上記イメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額などを保証するものではありません。
 実際の積立金額、死亡給付金額などは運用実績によって変動します。

<ご契約時にご選択いただく2つのコース>

ご契約時に「**運用成果受取コース(Ⅰ型)**」と「**積極運用コース(Ⅱ型)**」のいずれかをご選択いただけます。

※ご契約時に選択されたコースは、ご契約後に変更することができません。

運用成果受取コース (Ⅰ型)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日から判定期間中*¹の毎日、ベースアカウントの積立金額を確認し、基本給付金額*²の105%に到達するたびに、運用成果額(基本給付金額を超える部分)をお受け取りいただけます。 ・据置期間満了時の年金原資額は、運用成果額のお受け取りの有無にかかわらず、基本給付金額の100%が契約通貨で最低保証されます。
積極運用コース (Ⅱ型)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日から判定期間中*¹の毎日、ベースアカウントの積立金額を確認し、基本給付金額*²の105%に到達するたびに、基本給付金額を超える部分をパワーアカウントへ移転して運用します。 ・据置期間満了時の年金原資額は、ベースアカウントの積立金額とパワーアカウントの積立金額の合計額となります。このうちベースアカウント部分は基本給付金額の100%が契約通貨で最低保証されます。 ・ベースアカウントは運用成果受取コース(Ⅰ型)と共通です。

*1 契約日から、年金支払開始日の3ヵ月前(契約日の月単位の応当日の前日)までを判定期間とします。

*2 ご契約時の基本給付金額は一時払保険料と同額になります。

2. 諸費用

この保険にかかる費用はご契約時、据置期間中および年金支払期間中にご負担いただく費用の合計額となります。

<ご契約時にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	ご契約の締結等にかかる費用です。	一時払保険料に対して 【据置期間 6年(豪ドルのみ)】4.0% 【据置期間 8年】5.0% 【据置期間 10年】5.5% 【据置期間 15年】6.0%	ベースアカウントへの繰り入れ前に、一時払保険料から差し引きます。

<据置期間中にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
ベースアカウントの保険関係費用	ご契約の締結・維持等に必要費用、年金原資および死亡給付金を最低保証するための費用です。	契約通貨、性別、年齢、据置期間によって、 年率 1.90%～4.82% ※詳細は、契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)等の募集資料をご覧ください。	基本給付金額に対して左記年率の1/12を乗じた金額をベースアカウントの積立金から、特別勘定繰入日末および契約日の月単位の応当日末に差し引きます。
ベースアカウントの資産運用関係費用* ¹	ベースアカウントの運用にかかわる費用です。	ベースアカウントが投資対象とするファンドの信託財産に対して年率 0.34%程度(非課税)	左記の年率を乗じた額を信託財産から日割りで毎日差し引きます。

<据置期間中にご負担いただく費用>

積極運用コース(Ⅱ型)で運用成果相当額がパワーアカウントに移転された場合にご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
パワーアカウントの保険関係費用	パワーアカウントの維持等に必要な費用です。	パワーアカウントの積立金額に対して年率 0.50%	左記の年率の1/365を乗じた額をパワーアカウントの積立金から毎日差し引きます。
パワーアカウントの資産運用関係費用*1	パワーアカウントの運用にかかわる費用です。	パワーアカウントが投資対象とするファンドの信託財産に対して年率 0.85%程度(消費税対象外)	左記の年率を乗じた額を信託財産から日割りで毎日差し引きます。

<特別勘定(特約部分)>

運用成果受取コース(Ⅰ型)で、為替ターゲット支払特約を付加され、運用成果額が特別勘定(特約部分)に移転された場合、ご負担いただく費用となります。

項目	目的	費用	時期
特別勘定(特約部分)の保険関係費用*2	特別勘定(特約部分)の維持等に必要な費用です。	特別勘定(特約部分)の積立金額に対し上限として年率 0.50%	左記の年率の1/365を乗じた額を積立金(特約部分)から毎日差し引きます。

<年金支払期間中にご負担いただく費用>

遺族年金支払特約による年金支払期間中にもご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費用*3	年金のお支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に保険料積立金から差し引きます。

*1 ベースアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資対象である外国投資法人(ジャージー籍)の信託報酬等を記載しています。また、パワーアカウントの資産運用関係費用は主たる投資対象である外国投資法人(ルクセンブルク籍)の信託報酬および信託財産に関する租税(年次税)を記載しています。このほか、信託事務の処理等に要する諸費用、監査費用などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、ご契約者にはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

*2 特別勘定(特約部分)の保険関係費用は、この特別勘定の投資先資産の利回りをご負担いただくものとし、年率 0.50%を上限とします。

*3 年金管理費用は、将来変更されることがあります。

<外貨のお取り扱いにかかる費用>

「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨で払い込む場合、「円貨支払特約」を適用して、年金、死亡給付金、解約返戻金などを円貨でお受け取りになる場合などは、為替手数料が為替レートに反映されるため外国為替手数料はお客様のご負担となります。TTM(対顧客電信売相場仲値)は、当社所定の金融機関が公示するその日の最初の TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)との中間の値となります。

【円貨入金レート】 「保険料円貨入金特約」を付加した場合の為替レート	TTM+50 銭
【円貨支払レート】 「円貨支払特約」を適用した場合の為替レート 【判定為替レート】 為替ターゲット支払特約で運用成果額の取り扱いを決める際の為替レート	豪ドル:TTM-3銭 米ドル:TTM-1銭

3. 投資リスク・為替リスクについて

この商品は特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動します。特別勘定の運用では、主に国内外の株式、債券、コモディティおよび短期金融商品などに投資します。このため、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスクなどの投資リスクがあります。これらの投資リスクにより、この商品で最低保証の対象とならない解約返戻金等でお受け取りいただく金額の合計は、一時払保険料の金額を下回り、損失を生じるおそれがあります。

なお、為替相場の変動により、お支払い時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額および解約返戻金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した金額や一時払保険料相当額を下回り、損失を生じるおそれがあります。

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。
商品内容の詳細につきましては「契約締結前交付書面」等をご覧ください。